

環境省令（案）第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条の二第三項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年 月 日

環境大臣 大木 浩

作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令（昭和四十六年農林省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「果樹に」の下に「実験室規模の研究用として」を加える。

第三条第二号中「根株に」の下に「実験室規模の研究用として」を加える。  
第四条第二号中「土壌に」の下に「実験室規模の研究用として」を加える。

#### 附 則

この省令は、平成十四年 月 日から施行する。